

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年5月6日(金)午後1時30分から2時50分

2. 開催場所 辰野町役場 2階第6会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	武井 典夫
会長職務代理者	2番	三澤 省三
委員	4番	山崎 今朝利
	5番	野澤 宏
	6番	赤沼 君人
	7番	尾坂 壽夫
	8番	根橋 建太郎
	9番	山内 良春
	10番	赤羽 則子
	11番	小澤 高佳
	12番	上島 明德
	13番	下田 節子
	14番	勝野 次郎
	16番	赤羽 武直

4. 欠席委員(2人)

	3番	松澤 覚一
	15番	小野 一喜

5. 議事日程

第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第4条の規定による許可申請について

農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく決定について

議案第3号 地籍調査における地目認定について

報告事項 専決事項について

4月許可決定の4条1件、5条2件については、長野県農業会議から
4月15日付けで許可相当の答申があったので、許可指令書を交付した。
農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出
農地法第18条第6項の規定による届出について
その他の届出(農地の嵩上げ申請)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 中村良治

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実

書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

< 武井会長 >

皆さんこんにちは、大変天候も良くなりまして、いよいよ農作業の季節になったわけでございます。どうか、農作業の事故だけにはお互いにあわないようお願いしたいという風に思っている次第でございます。また、これからはいろいろと農業委員の皆さん方も外に出る機会が多いと思います。そのような中で特に私共耕作放棄地等について皆さんにご協力を得て調査をしておるわけでございますが、その中で見落とし等もあろう訳でございます。そういう風な場所がございましたら、これは逐次事務局の方へご連絡をいただいて、確認をしてそういう風な耕作放棄地になっておる見落としのところについてはなるべく見落としのないようにしていただいて事務局の方に連絡をしていただければ幸いですという風に思っております。私のところへも2~3の農家の皆さんから、私のところへは調査票がきているがあのうちにはきていない、どうなっているだいという話もございました。そういう風なことも中にはあろうかと思えます。特に農村部の中ではそういう風なところが多いかと思えますので、その辺を今月そして来月にかけてお互いに再度点検をしていただければ幸いですこんな風に思っております。5月の総会の前にそのことを私の方からお願いをしまして、あいさつに代えさせていただきたいと思えます。そして今日はですね、小野さんですがあまり調子がよくないようでございまして、夕べ電話がありましてこの10日に再度検査をしてもらうというようなことでございます。それから3番の松澤さんが都合によって欠席するというようなことの中で、特にひまわりの方についてのお二人が今日は欠席されていますのでまた、事務局の方からお話をさせていただいて、その内容について皆さんで協議をしていただいて、やっていきたいとこんな風に思っております。よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは議事に入りたいと思えますが、その前に署名人でございますが、16番それから4番の方、お願ひしたいと思えます。赤羽さんと山崎さんお願ひいたします。それでは議事に入りたいと思えます。議案第1号の農地法の規定に基づく許可について事務局の方から説明をお願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

< 足助事務局次長 >

1番、所有権の移転でございます。

大字澤底・・・番地のAさん所有の、大字沢底・・・番地、地目は登記現況とも田、面積1242㎡を、大字沢底・・・番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は12~~畝~~で下限面積を超えております。譲受人は酪農業を営んでおりますが、今回取得する農地は譲受人の牛舎のすぐ東側にあり、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、赤沼委員と下田委員から意見書をいただいております。

<武井会長>

はいありがとうございました。それではこの件につきまして赤沼委員さんの方からご紹介をお願いします。

<6番赤沼委員>

6番赤沼でございます。ただ今事務局の方からお話しがあったとおり、4月19日下田委員と一緒に現地を見てきました。おっしゃられるように牛舎のすぐ上の東側の土地でありまして、譲渡人も体調が悪いということで土地を手放されるという話でした。とりわけ問題点はないと思います。杭もしっかり打っておりますのでよろしいかと思っておりますが、ぜひご検討いただいて許可をお願いしたいと思います。

<武井会長>

ありがとうございました。この農地は田んぼですね。

<6番赤沼委員>

田んぼです。牧草地にするという話は聞いておりませんので、田んぼは田んぼで、牧草地だと田んぼじゃありませんでしょ。

<武井会長>

田んぼとして使うということですね。はい、酪農の方なので牧草地にしてしまうのかなという様な気があったもんですからご質問しましたが、田んぼとして使用されるということでございます。この件につきましてご意見ご異議ありますでしょうか。(「なし」の声)はい、なしということでございますので、この件につきまして許可することにいたします。それでは続きまして4条の方をお願いいたします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<足助事務局次長>

それでは4条であります。

1番、大字伊那富……番地にお住まいのAさんが大字伊那富……番地、地目は田、現況は休耕地、面積75㎡に、駐車場を新設するための申請でございます。現在申請者の宅地は駐車スペースが全くなく、借地をしておりますが、継続的な借地が困難となり、新たに駐車場を確保したいというもので、普通乗用車2台分の駐車場を新設する計画でございます。申請地は水管等2種以上の埋設された道路沿道で500メートル以内に2以上の教育施設公共施設、辰野南小学校と羽北保育園がありますので、農地法第4条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、野澤委員、尾坂委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それではこの件につきまして野澤委員さんから意見をおねがいたします。

<5番野澤委員>

はい、5番野澤です。この件につきましては農振法の除外で1回審議していただいております。尾坂さんとは2度お願いしたわけですが、事務局の説明の通り、自分の駐車場に、2台分ですから75㎡で、非常に小さい面積でございます。四方に境界柱もきちんとたたっておりまして、場所的にも、この田んぼは休耕田で今野菜などを作っている一部を駐車場にすることということで、国道を挟んだところ申請人の住居ありますが車も入れない道でどうしても駐車場欲しいということで申請があったところでございます。(地図にて場所説明)特に問題ないと思いますのでご審議をよろしくお願いいたします。

<武井会長>

ただ今野澤委員の方から詳細について説明があったわけでございますが、この農地は本人の農地のところへ75㎡の普通乗用車2台分をつくるということでございます。この件につきまして何かご意見ございますでしょうか。(「なし」の声)異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することにいたします。よろしくお願いいたします。続きまして第5条の方お願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富……にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富……番地、地目は田、面積231㎡を、大字伊那富601-2にお住まいのBさんが使用貸借し一般住宅の新築をするための申請でございます。貸し主は借り主の義父であり、使用貸借にて住居を建築する目的でございます。申請地は街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える程度に達した区域内でありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、山崎委員、松澤委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はいそれでは詳細について山崎委員の方からご説明をお願いいたします。

<4番山崎委員>

4番山崎です。この件につきまして4月15日ですが、業者を伴って立会を行いました。今説明がありましたとおりこれは義理の親子で図面にもありますとおり義父の敷地を利用して住宅を建てる訳ですが水道はお父さんの方からまた下水の方も本家の方から接続するというお話でございました。また、境の杭については国調もはいつておるところ、現在地は業者が測量の中でしっかり杭が入ってございました。よろしくご審議の程お願いします。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。ただ今詳細について説明があったわけでございます。義理のお父さんから借りるということでございます。この件につきまして何かご異議ありますでしょうか。（「異議なし」の声）はい、異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することにいたします。それでは5条の2番につきまして説明をお願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富・・・番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富・・・番地、地目は登記現況とも畑、面積252㎡を、大字伊那富・・・番地にお住まいのBさんが使用貸借し一般住宅を新築するための申請でございます。借り主は現在家族と共に民間アパートにて生活しておりますが、子供が小学校入学を迎えることもあり、父所有の申請地を使用貸借し持ち家を建築しようとするものです。申請地は都市計画法の用途地域、第2種住居地域にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、武井会長、上島委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは武井の方から説明をさせていただきます。この件につきましては上島委員さんと二人で確認をしておるわけでございますが、(地図にて場所説明)これにつきましては、お父さんの敷地の中に子供さんが住宅を新たに建てるということでございます。お父さんの敷地の中でございましてその周りは畑田んぼになっておりますけれども、全部自分のお父さんの土地でございますので他には迷惑等発生しないと思っております。それから上水につきましてはお父さんの方から引くと、それから下水道はすぐ前の町道の方にありますのでそこへ入れるということございまして、お父さんの敷地の中をいびるということでございます。内容としましては以上でございますのでご審議をお願いいたします。なにかご意見ございますでしょうか。（「なし」の声）はいそれではこの件につきましても許可することにいたします。続きまして3番の方をお願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。

大字樋口・・・にお住まいのAさんが所有いたします、大字樋口・・・番地、地目は田、面積339㎡を、箕輪町大字中箕輪・・・番地西側にお住まいのBさんが使用貸借し一般住宅の新築をするための申請でございます。申請人は親子であり、借り主は親の住む樋口付近に住宅用地を探していましたが、予算に合う適当な売り地が見つからず、一方貸し主も後継者がなく今後耕作範囲を縮小して無理のない程度で農業を続けたいと考えていたことから、子の住宅用地として使用貸借することとしました。申請地は水管等2種以上の埋設された道路沿道で500メートル以内に2以上の教育施設公共施設、樋口コミュニティセンターと下田公民館がありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、山内委員、下田委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは山内委員の方から詳細についてご説明をお願いいたします。

<9番山内委員>

はい、9番山内でございます。4月15日下田委員をお願いいたしまして、一応再度確認いたしました。以前農振除外の関係で一度ご意見を申しておりますが、道路もあり下水道上水道供に周りの道路に埋設されております。親子関係でございますし、一部の北側の土地ですか、それを分筆してあって自分の耕作、日陰になるのも自分だし、隣接地への迷惑もございません、問題ないことと思っておりますがご審議の程お願いします。

<武井会長>

ただ今詳細について説明がありまして、親子関係でございます。それで、お父さんの敷地の中に住宅がたたるということでございます。迷惑は他にはかからないということですが、この件につきましていかがでしょうか。よろしいですかね。(「よし」の声)それではこの件につきましても許可することにいたします。それでは議案の2号に入っていきたいと思っております。

【議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

基盤法に基づく利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計5件、12筆、面積は合計で12,171.1㎡です。いずれも、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。以上です。

<武井会長>

それではこの議案第2号の件につきましてよろしいですか。(「はい」の声)それでは議案第3号の方へうつりたいと思っております。

【議案第3号 地籍調査における地目認定について】

<足助事務局次長>

この件につきましては、小野第1区の地籍調査の結果ということで、その現況を確認していただきたいという要請が地籍調査係からありました。今回も担当地区の農業委員さんに現況を確認していただき、次回の農業委員会で報告していただきたいと思っております。小野地区の小野委員、勝野委員には一覧表をお渡ししてありますけれども、農地であるかどうかの確認をしていただき次回の委員会で報告をお願いします。

<武井会長>

ただ今事務局の方から説明がありましたように、小野地区の地籍調査の状況についての確認を農業委員会で確認をして欲しいという要請があったということでございます。これにつきましては担

当地区の小野委員と勝野委員に内容を見ていただきまして、この次の総会の時にこの件につきましてご報告願いたいと、こんな風に思いますのでよろしく願いいたします。ちょっと今日小野委員欠席しておりますので、勝野委員の方からまたお話をさせていただければ、それで体調が崩れ良くないということであればいくらでも私も応援に行きますのでまた電話なり連絡をいただければよろしいかと思えます。ではお二人に見ていただくということでもよろしく願いいたします。議事につきましては1号から3号までのこちらの方の提案をさせていただいたのが一応終わりましたので、続きまして報告事項の方にうつりたいと思えます。事務局お願いいたします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思えます、4月許可決定の4条1件、5条2件につきましては、長野県農業会議から4月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について、議案書の通りでございます。これにつきましては添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理したところでございます。

また、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります、1件、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、これにつきましても事務局長専決により、書類を受理いたしました。

最後にその他、嵩上げの申請でございます、議案書の通りでございますが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理したところです。

報告事項は以上であります。

<武井会長>

ただ今事務局の方から報告事項につきまして(1)から(4)まで説明があったわけです。よろしいでしょうか、はい、それでは5番のその他について説明をお願いします。

その他

○遊休農地意向調査について

<足助事務局次長>

それではその他であります。まず遊休農地意向調査であります。これにつきましては意向調査ということで3月末を期限に返信で返答をいただいております。今お手元にいっているかと思えますけれども、戻ってきたものを地区別に集計してあります。地区別ですのでうちちょっと項目毎にまとめたいという風に思っております。現在のところこれは内部資料ということであくまでも見ていただきたいという風に思えます。意見につきましてもいろいろな意見がありまして、これもちょっと整理しないといけないと思っております。ですから次回の農業委員会にもうちちょっと整理したものをご提出したいという風に思えます。とりあえず見ていただいてご検討いただきたいと思えます。以上です。

<武井会長>

事務局から今説明ありまして、各委員さんに資料が配られておるとおもいます。担当の部署について見ておいていただきたいとおもいます。こうやってみますとなかなか再開はしないというのが多いんでないかとおもっています。これにつきまして再度検討をしてまた出していただけるんですね。そういうことでございます、一応現在までの資料でございます、先程お話があったように内部資料ですので外部には出さないようお願いしておきますのでよろしくお願ひいたします。この件についてなにか皆さんの方でこんな風にしたらどうかとかこんなことで困っているとかいう様なことがありましたらご意見としてお聞きしたいとおもいますが何かございますか。

<9番山内委員>

ちょっといいですか。返信用の封筒にして返事が来ていないのは、この前、農業委員が回収するとかそんな話がちらっとあったんですけども、どんな待遇をすれば。

<武井会長>

では事務局お願ひします。

<千田>

すみません、この一覧表の見方ですけども、返信というところに○のついている方が返信の会った方または電話で連絡してくださった方で○のついていないところが返信のなかった方です。一人の方が何筆も持っていたりするので実際はもう少し少なくなるかと。中には3人ぐらい所在不明の方もおります。後は出さない方がいい方と。

<9番山内委員>

とりあえず現在のところは承知だけしておくということかね。

<足助事務局次長>

どうするかですけどね。要するに自宅まで農業委員さんが行って出してもらってというのもどうかなくていう気もしますし、そこまで、返信まで付けて出してというのをしていますので、そこまでやって・・・というのがありますし。そこら辺は農業委員さんで決めていただければ。

<9番山内委員>

とりあえず様子を見てということですね。

<武井会長>

事務局の方でも困惑しておりますし担当の委員さんの方も困惑しておりますのでもう少し時間をいただきたいとおもいますのでよろしくお願ひいたします。その他何かございますかね。ここに出てきたのは地主の方の誠意のある人が返信をくれたんです。誠意がなきゃそこに○がついていないことになっちゃっておるわけでございます。そういう人が割合に苦情が来るんじゃないかとおもいます。

たまにかえってきてたまにいつてみたときにそういう話が出てくるんじゃないかと思しますので、ひとつ、この資料がありますので各委員さんその辺を自分の分担を見ていただいてまた事務局の方へ連絡をしていただければ幸いですとこんな風に思いますのでよろしく願いいたします。また、この資料について事務局の方では精査して再度また総会に資料として出したいということでございますのでご了承をお願いします。この件につきましてよろしいですか、次をお願いします。事務局お願いいたします。

○味噌づくり・ひまわりの取り組みについて

<足助事務局次長>

(資料により説明)

(補助金について説明)

<6番赤沼委員>

(資料により説明)

○次回農業委員会開催日 6月6日(月) 午後1時30分～ 役場第6会議室

○上伊那農業委員会総会 辰野町担当 6月21日(火)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印